

# 調達基準書 (第4版)

制定 2013年12月2日

改訂 2024年3月1日



日本ベアリング株式会社  
NIPPON BEARING CO.,LTD.

## 調達について

### 1. 目的

弊社は調達活動を通じて、環境に配慮した製品の提供ができるように、含有する化学物質について、弊社の禁止物質を明確にし、地球環境の保全に積極的なお取引先様からの調達・購入を優先的に進めることを目的としています。

### 2. 適用範囲

本基準書は、弊社が製造し販売する製品を構成する物品（原材料、部品、包装・梱包材、油脂類、表面処理など）に適用します。

弊社に納入時に用いられる包装資材は除外。

### 3. 化学物質管理基準

- (1) 本基準書 5 項禁止物質リストに掲げる化学物質の使用を禁止し、基準値を超える禁止物質の含有の可能性、もしくは含有がわかった場合は直ちにご連絡頂きますようお願いいたします。
- (2) 弊社は紛争鉱物を使わないという方針のもと、3 T G・およびコバルト・マイカ等の鉱物について、使用実態を把握します。お取引先様へも紛争地域及び高リスク地域からの鉱物調査の実施をしていただき、責任ある鉱物調査に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 4. お取引先様へのお願い

環境に配慮した調達を推進するにあたり、お取引先様のご理解とご協力をいただき、以下に記載します書類などの提出をお願いした場合には速やかな提出をお願いします。

#### 1. 弊社がお取引先様より調達する材料、部品等の化学物質含有情報調査

- (a) chemSHERPA「ケムシェルパ」情報伝達共通スキーム
- (b) RMIより提供されているCMRT「紛争鉱物報告テンプレート」およびEMRT「拡張鉱物報告テンプレート」
- (c) 化学物質の不使用を保証した「不使用証明書」
- (d) ミルシート、検査成績書等の含有成分がわかるもの
- (e) SDS「安全データシート」
- (f) 成分分析（ICP発光分光分析・他）等で化学物質の含有量を測定した分析データ

その他、顧客要求等により含有調査を適宜依頼する場合がありますので、ご協力よろしく申し上げます。

## 2. 材料・製造方法及び化学物質含有情報等に変更が生じた場合

弊社への納入部品等に関して、材料、設備、製造方法、製造場所並びに化学物質の含有情報における内容の変更や、新たな含有の判明があった際には、変更申請書(帳票 No. B3G03-01)に変更内容を記入し、その都度ご連絡ください。

また、お取引先様は、サプライチェーン上流のサプライヤー様へ同様の対応をしていただくようお願いします。

## 5. 禁止物質リスト

適用範囲に対し、法規制等により規制値を超えて含有することを禁止する物質

表 1

No.	物質名	規制内容※2	適用除外 ※1	関連法令
1	ポリ塩化ビフェニル(PCB 類)	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満であること		化審法 EU POPs 規則 Annex I
	ポリ塩化ターフェニル(PCT 類)	50ppm 未満であること		EU REACH 規則 Annex X VII
2	アスベスト類	意図的使用禁止		EU REACH 規則 Annex X VII
3	特定有機スズ化合物(1) ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	1000ppm 未満(スズ含有濃度)		化審法 EU REACH 規則 Annex X VII
	3 置換有機スズ化合物			
4	特定有機スズ化合物(2) ジブチルスズ(DBT)化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度)		EU REACH 規則 Annex X VII
	特定有機スズ化合物(3) ジオクチルスズ(DOT)化合物			
5	特定有機スズ化合物(3) ジオクチルスズ(DOT)化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度) (規制対象に限定あり)		EU REACH 規則 Annex X VII
6	短鎖型塩化パラフィン (SCCP,C10-13)	意図的使用禁止かつ中鎖型塩 化パラフィン(MCCP,C14-17)の不純 物として含有する場合は 1500ppm 未満であること		EU POPs 規則 Annex I
				化審法
7	特定臭素系難燃剤 (PBB,PBDE)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満であること EU RoHS 指令対象機器以外に ついては、PBDE は 500ppm 未満 であること		化審法 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex X VII
				EU POPs 規則 Annex I TSCA
8	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	特定アミンとして 30mg/kg(30ppm) 未満であること (規制対象に限定あり)		EU REACH 規則 Annex X VII

9	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上の物質)	意図的使用禁止		EU POPs 規則 Annex I 化審法
10	カドミウム およびその化合物	100ppm 未満であること (適用除外あり)	○	EU RoHS 指令 EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex X VII
11	鉛 およびその化合物	1000ppm 未満であること (適用除外あり)	○	EU RoHS 指令 EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex X VII
12	六価クロム化合物	1000ppm 未満であること (適用除外あり)	○	EU RoHS 指令 EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex X VII
13	水銀 およびその化合物	1000ppm 未満であること (適用除外あり)	○	EU RoHS 指令 EU ELV 指令
-	No.10-13 四重金属 (カドミウム、鉛、六価クロム、水銀)	意図的使用禁止かつ包装を構成する部材の質量を分母として 総合計 100ppm 未満であること (規制対象は包装材)		EU 梱包材指令
14	オゾン層破壊物質 (HCFC を除く)	意図的使用禁止		モントリオール議 定書 オゾン層保護法
15	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	意図的使用禁止		モントリオール議 定書 オゾン層保護法
16	ホルムアルデヒド	気中濃度 0.1ppm 未満であること (ドイツ化学品禁止規則) 気中濃度 0.15mg/m <sup>3</sup> 未満である こと(デンマークホルムアルデヒド) (規制対象に限定あり)		TSCA
17	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)およびその塩 (別名: パーフルオロオクタンスルホン 酸およびその塩)	意図的使用禁止かつ ・半製品、成形品、部品 1000ppm 未満 ・表面処理 1μg/m <sup>2</sup> 未満		EU POPs 規則 Annex I 化審法

18	特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イ ル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的使用禁止		化審法
19	ジメチルフマレート(DMF)	0.1ppm 未満であること		EU REACH 規則 Annex X VII
20	多環芳香族炭化水素(PAH)	1ppm 未満であること (規制対象に限定あり)		EU REACH 規則 Annex X VII
21	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)	意図的使用禁止かつ 100ppm 未満であること		EU POPs 規則 Annex I 化審法
22	フタル酸エステル(4種) ・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) ・フタル酸ブチルベンジル(BBP) ・フタル酸ジ-n-ブチル(DBP) ・フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1種の濃度で 1000ppm 未満であること		EU RoHS 指令
		4種の合計濃度で 1000ppm 未満であること		EU REACH 規則 Annex X VII
23	塩化リン酸エステル系難燃剤(3種) ・トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホス ファート(TDCPP) ・トリス(2-クロロエチル)ホスファート (TCEP) ・トリス(1-クロロ-2-プロピル)ホスファ ート(TCPP)	1000ppm 未満であること(適用除 外あり)	○	米国国内法
24	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	意図的使用禁止 (規制対象に限定あり)		カナダ環境保護 法 1999 EU F ガス規則
25	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその 塩および PFOA 関連物質 (別名: パーフルオロオクタン酸(PFOA) とその塩および PFOA 関連物質)	意図的使用禁止かつ ・PFOA(塩を含む)の場合、 25ppb(0.025ppm)未満であること ・1つまたは複数の PFOA 関連物 質の組み合わせの場合、濃度合 計が 1000ppb(1ppm)未満である こと		EU POPs 規則 Annex I 化審法

26	炭素数 9 から 14 のペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質 (別名:炭素数 9 から 14 のパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質)	・C9-C14 PFCA(塩を含む)の場合、25ppb(0.025ppm)未満であること ・1 つまたは複数の C9-C14 PFCA 関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が 260ppb 未満であること (適用除外あり)	○	EU REACH 規則 Annex X VII
27	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)とその塩および PFHxS 関連物質 (別名:パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩および関連物質)	意図的使用かつ ・PFHxS(塩を含む)の場合、25ppb(0.025ppm)未満であること ・1 つまたは複数の PFHxS 関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が 1000ppb(1ppm)未満であること		POPs 条約
28	リン酸トリス(PIP(3:1))	意図的使用禁止 (適用除外あり)	○	TSCA
29	デクロランプラス™ (1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン)	意図的使用禁止 (適用除外あり)	○	POPs 条約
30	UV-328 (2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール)	意図的使用禁止 (適用除外あり)	○	POPs 条約
31	ポリ塩化ビニル(PVC)および PVC 化合物	意図的使用禁止		
32	赤リン	意図的使用禁止		

※1 適用除外に○があるものについては、関連法令の最新版にて適用除外に対する詳細を確認すること

※2 規制内容については、関連法令の最新版で内容を確認すること

## 6. 管理物質リスト

使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等に考慮する物質

意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度について把握する物質で「意図的使用」または「含有既知」を把握対象とする。

管理物質は表 2 に示す法規制、業界標準等に収載された物質を対象とし、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が規定する「chemSHERPA 管理対象物質（最新版）」の対象物質から、本基準書で規定する禁止物質を除いた物質に相当する。

表 2 管理物質の法規制、業界標準

法規・標準	内容	備考
化審法	第一種特定化学物質	本基準書の禁止物質を除く
米国有害物質規制法 (TSCA)	使用禁止又は制限の対象物質(第 6 条)	本基準書の禁止物質を除く
EU REACH 規則	制限対象物質 (Annex X VII)	本基準書の禁止物質を除く
	認可対象候補物質(高懸念物質:SVHC) 及び(認可対象物質)Annex XIV	本基準書の禁止物質を除く
EU POPs 規則	Annex I	本基準書の禁止物質を除く
GADSL(自動車)	Global Automotive Declarable Substance List	本基準書の禁止物質を除く
IEC62474(電気電子)	Material Declaration for Products of and for the Electrotechnical Industry	本基準書の禁止物質を除く

## 7. 用語の定義

### ・適用除外

含有禁止物質であっても代替技術が確立されていない等により、その適用が除外されること。

### ・意図的使用

性能、外観又は品質のため製造工程で意図して使用すること。

### ・含有既知

「管理対象物質を含有している情報を得た」もしくは、「含有しているデータを確認した」ことを示す。



- **SDS** (Safety Data Sheet)

安全データシート。化学品について、化学物質・製品名・供給者・危険有害性・安全上の予防措置・緊急時対応などに関する情報を記載する文書。

- **サプライチェーン**

製品の原材料が生産されてから、最終消費者に届くまでの一連の工程のこと。

- **ppm** (parts per million)

濃度の単位として多く使用される単位。100 万分の 1 を表す。

ex. 1ppm=0.0001%

- **chemSHERPA**

製品に含有される化学物質を適正に管理し、拡大する規制に継続的に対応するための製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム。

事務局を担当している一般社団法人産業環境管理協会（JEMAI）内、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営

- **紛争鉱物**

鉱物の採掘・取引などから得られる利益が武装勢力や国軍などの紛争主体に利用され、紛争の資金源となっている鉱物。

対象鉱物：3TG（タンタル、スズ、金、タングステン）・コバルト、マイカ 等

対象国：DRC（コンゴ民主共和国）またはその隣接国

- **RMI** (Responsible Minerals Initiative)

世界で 300 以上の企業や団体が加盟する紛争鉱物に関する取り組みを主導している団体紛争鉱物報告テンプレートの提供元。

調達基準書改訂履歴

版番号	改訂年月日	改訂内容
第1版	2013年12月	制定
第2版	2016年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. 目的・2. 適用範囲に関する変更</li> <li>・ 4.1 化学物質含有調査に関する変更</li> <li>・ 含有禁止化学物質リストの追加</li> </ul>
第3版	2018年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ chemSHERPA「ケムシェルパ」情報 伝達スキーム 追加</li> <li>・ 含有禁止化学物質リストの追記</li> </ul>
第4版	2024年3月	全面改訂 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁止物質・管理物質の見直し</li> </ul>

調達基準書  
(第4版)

発行日：2024年3月1日

作成：日本ベアリング株式会社